

申出期間：4月1日から納税通知書の交付を受けた日以後3か月まで（8月初旬）

正・副 2部 必要

固定資産評価審査申出書

令和〇年〇月〇日

審査の申出ができる事項は、固定資産税台帳に登録された価格のみです。

住所(居所) 呉市 町 番 号

審査申出人

(法人は所在地,名称,代表者名)

氏名 〇 〇 〇 〇

連絡先 (0823) 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

呉市固定資産評価審査委員会 様

代理申請の場合、委任状添付のこと。(様式あり)

地方税法第432条の規定により次のとおり審査の申出をします。

1 審査の申出事項

資産区分 土地 家屋 償却資産

所在地	地目又は 家屋番号	種類・構造 又は名称	地積又は床 面積, 数量	台帳登録価格	修正申出価格
〇〇町〇〇〇番〇〇	宅地		123.45	1,234,567	1,000,000

例

2 申出に係る処分の内容

呉市長による令和〇年度固定資産税の賦課決定処分のうち固定資産課税台帳に登録された価格

3 申出の理由

申出価格を裏付ける根拠を出来るだけ具体的に、かつ、明瞭に記載

意見陳述の場に課税側の資産税課職員は出席しません。

4 口頭意見陳述希望の有無 有 無

5 添付書類 申出書に記載した事項の他に資料があれば添付してください。

- ・審査の申出があっても、固定資産税の納期が延長されるものではありません。申出が認められ、すでに納められた税額が納め過ぎとなった場合は還付されます。
- ・審査委員会が必要と認めた場合、口頭審理を行う場合があります。

受理から決定まで、おおむね3か月程度を要します。現地調査に立会いを求めることがあります。